

入 札 説 明 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」に係る入札公告の入札については、関係法令並びに中小企業基盤整備機構会計規程(以下「会計規程」という。)及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(以下「要領」という。)並びに中小企業基盤整備機構競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)に基づくもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 調達内容

(1)件 名

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

(2)調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書等による。

(3)契約期間

契約締結日から令和10年3月1日(水)午後4時まで

(4)入札方式及び入札方法

入札者は、保険付保等に要する一切の諸経費を含めた金額を財産保険と賠償責任保険について仕様書記載の付保する保険の種類(2件)ごとにそれぞれ見積もり、その入札金額をもって本契約金額とする(入札は、付保する保険の種類のもれか一つの入札でも可とする)。

なお、下記7. による最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とした後、仕様書記載の付保する保険の種類(2件)ごとに、一社契約及び、下記の範囲による共同保険契約のいずれも可とする。

	4社	3社	2社
第1位契約事業者(落札者)	40%	50%	60%
第2位契約事業者	30%	30%	40%
第3位契約事業者	20%	20%	—
第4位契約事業者	10%	—	—

※共同保険に同意しない場合は、第1位契約事業者(落札者)による一社契約とする。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1)中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。

※要領については中小機構HP <https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/> を参照のこと。

(2)中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

(3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格において、「役務の提供等 その他(315)」の区分に登録された者で「A」又は「B」の等級であること。

(4)保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づき損害保険業免許を受けた者。

(5)保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ(S&P)社の格付けにおいて「A-」以上を取得していること。なお、ベスト社、ムーディーズ社等の格付けの場合は、同等基準以上であれば差し支えない。

- (6)現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (7)過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (8)中小機構または経済産業本省において補助金交付等停止措置を受けている者でないこと。
- (9)契約にあたり、保険代理店扱いを可能とする者。
- (10)入札説明書および仕様書の交付を受けている者並びに証明資料等(本書5. 参照)を指定期日までに提出し、認定された者。

3. 仕様書等の交付について

交付期限 令和7年12月1日(月)より令和7年12月18日(木)午後5時まで

仕様書交付にあたっては、上記2. (1)～(5)の資格を有することと、(6)～(9)に該当する者とする。

交付を受けるにあたっては、別紙(1)入札資料交付申請書及び別紙(2)機密保持誓約書を下記の提出場所に提出すること。

なお、郵送による交付を希望する場合は、交付期限(必着)までに別紙(1)(2)を提出すること。なお、郵送による交付請求の場合は、返信用の切手(660円)を貼付した封筒(角0相当)ないしはレターパック等を必ず同封の上、請求すること。

提出場所 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル7階

独立行政法人中小企業基盤整備機構

財務部 調達・管理課 入札担当者 吉川 あて

4. 仕様書等に関する照会

仕様書等について質疑等がある場合には、質問書兼回答書〔別紙(3) 記入例〕(A4縦)を作成し、令和7年12月11日(木)正午までに下記あて電子メールにより提出すること。電話及びFAXでの質問については一切回答しない。質問のない場合については、質問書の提出は不要である。

回答は、質問が提出された場合、令和7年12月18日(木)までに仕様書等の交付を受けた者に対して電子メールで回答する。

質問書提出方法 所定の用紙を用い、E-Mail のみの受付とする。

(送付先 E-mail アドレス : chotatsu@smrj.go.jp (財務部 調達・管理課 吉川あて))

5. 証明資料等の提出について

(1) 応札条件証明書

応札条件証明書及び、応札条件証明書において証明書類を求めるものにあつては、当該書類の写しを添付のうえ、令和8年1月14日(水)午後5時までに1部、上記3. まで提出すること(郵送可。但し必着。)

(2) 技術審査資料

下記を2部ずつ用意し、令和8年1月14日(水)午後5時までに、上記3. まで提出すること(郵送可。但し必着。)

① 仕様適合確認票

② 各社が使用する約款、特別約款等

6. 入札書等の提出方法及び場所等並びに開札に立ち会う者に関する事項

この入札の入札書は、直接提出のみとし、代理人をして初度の入札書等の提出並びに開札の立ち会いをさせる時は、その委任状〔別紙(4) 記入例〕を提出しなければならない。

委任状の代表者印については、通常契約時に使用する印鑑によるものとする。

(1)初度入札書等の提出期限

初度入札の入札書及び委任状については、令和8年1月20日(火)午後5時までに、上記3. の場所に提出すること(郵送可。但し必着。)

入札書の様式は、機構の指定する入札書〔別紙(5) 記入例〕(A4縦)とする。

初度入札の入札書は封印し、入札件名、会社名、代表者名、代理人氏名並びに連絡先を表記すること。

封筒については別紙(6)参照。

(2)開札日、開札場所

令和8年1月22日(木)14時00分から開札を行うので、下記の場所へ2回目以降の入札書を準備し持参すること。

・場所:東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

・独立行政法人中小企業基盤整備機構 2階 2L会議室

(3)開札の立ち会いをしない場合

やむを得ず開札の立ち会いをしない場合は、令和8年1月21日(水)午後5時までに、上記3. まで、文書またはメールにおいて、立ち会いをしない旨及び2回目以降の入札を放棄する旨を申し出ること。

7. 開札及び価格評価、落札者決定方法

(1)開札については、上記6. (2)による日時場所において行い、機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、入札金額内訳等の調査を行った上で落札者を決定する場合がある。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。

(3)開札をした場合において、各人の入札のうち、当機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。

なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。

但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

(4)入札金額については、本書並びに入札公告において仕様に基づく総額としている。開札をした場合において、入札金額がこれ以外の表記がなされていたと判明した場合は、理由の如何に問わず、入札書は無効とする。

また、状況によっては当該入札以後に当機構で行われる一般競争入札(本件入札を含めて)に参加することができない場合がある。

8. 入札保証金及び契約保証金：全額免除

9. 不当介入の通報等

- (1) 落札者は、本契約を履行する上で暴力団等反社会的勢力により不当要求又は工事等の妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により中小機構に報告すること。
- (3) 発注工事等において、不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、中小機構と協議を行うこと。

10. 支払いの条件

支払は、適正な支払請求書を受理した場合には、受理した日から30日以内かつ保険期間始期以前に対価を支払うこととする。

11. 契約当事者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1(虎ノ門37森ビル7階)

※標記の者は契約担当役であり、事務手続き等に係る問合せについては
上記3. 調達・管理課 吉川あて連絡すること。

12. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札心得

入札心得については、当機構ホームページ「入札・契約情報／発注予定工事・契約関係書類／契約関係書類」の頁 <https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/order/index.html> より入手する。

なお、入札心得において、この説明書を補完する条文は、第2(公正な入札の確保)、第2の2(談合等不正行為があった場合の違約金等)、第3(入札の取り止め等)、第5(入札書の引き換え等の禁止)、第6(入札の無効)であり、このほか本入札に適合しない項目及び様式等については、本説明書、請負要領等によるものとする。

14. その他

- (1) 今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 入札説明書、仕様書等は、本入札終了後、令和8年2月27日(金)迄に返却すること。(郵送可)
- (3) 手続きに関する照会先

この説明書及び入札手続の中で質疑がある場合には、以下照会先に連絡(電話・FAX可)すること。

仕様書等に関する質疑については、4. 仕様書等に関する照会の注意事項を参照すること(電話・FAX 不可)。

照会先: 〒105-8453

独立行政法人中小企業基盤整備機構

財務部 調達・管理課

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

入札担当者 吉川 あて

電話: 03-5470-1507 FAX: 03-5470-1512

※原則として、入札の前日まで業務時間内随時受付とする

(4) 内訳書の提出

本件入札については、引受先決定後、中小企業基盤整備機構が引受先機関と契約を締結する段階で金額の内訳を提出することとする。

この際、事業の目的・内容・性質から見て明らかに必要のない経費が内訳として計上されていた場合には、減額をすることがある。

(5) 本件入札を入札前に辞退する場合は、別添入札辞退書〔記入例 別紙(7)、A4 縦〕に入札説明書等配布書類一式を添えて上記 14.(3)の場所に提出すること。

【参考:該当部分抜粋】

●中小企業基盤整備機構競争契約入札心得

(公正な入札の確保)

第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第2の2 第8に定める落札者が次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。

一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 契約に関し、落札者(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。

3 第1項に規定された条項は履行後も有効となります。

(入札の取り止め等)

第3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(入札書の引換え等の禁止)

第5 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

(入札の無効)

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札

二 記名又は押印のいずれかを欠く入札

三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札

四 入札に参加することができない者がした入札

五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札

六 2通以上の入札書をもってした入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札

- 十 機能証明等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札
- 十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

●中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領

(一般競争に参加させることができない者)

第2条 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第30条の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできないものとする。

(一般競争に参加させないことができる者)

第3条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当し一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

●独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程

(定義)

第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 三 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)
- 四 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- 五 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民

生活の安全に脅威を与える者をいう。)

六 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

七 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

八 全各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※入札に関する諸規定の内容は、機構ホームページから閲覧できる。

中小企業基盤整備機構会計規程

<https://www.smrj.go.jp/org/disclosure/public/01.html>

中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領

<https://www.smrj.go.jp/org/disclosure/public/01.html>

政府調達事務取扱要領

<https://www.smrj.go.jp/org/disclosure/public/01.html>

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/order/index.html>

財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約
(令和8年3月1日～令和10年3月1日)

入 札 資 料 交 付 申 請 書

資料受領日	令和 年 月 日
会 社 名	
全省庁統一資格の 有 無	有 - 無
部課名及び氏名	
住 所	※本件記載については、名刺の添付に 代えることができます。
電 話 番 号	
E-mail	

機密保持誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

会社名

住所

電話番号

代表者役職・氏名

担当者所属

担当者氏名

印

弊社(私)は、「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」に係る入札(以下「本調達」という。)に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本契約における機密情報とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が開示する情報(資料、電子情報、電子メール、FAX等の電磁的方法又は有形な媒体であって、直接機密である旨表示された情報、また開示の時点で機密である旨指定された上で口頭等の聴覚的方法又は視覚的方法により開示された情報)とする。ただし、開示の時点で、既に公知のもの、中小機構から取得後、弊社(私)の責によらず公知となったもの、法令等に基づき開示されるもの、及び中小機構が公表することを承諾した情報については除く。
2. 弊社(私)は、中小機構から開示された機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 弊社(私)は、中小機構から開示された機密情報を本調達のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 弊社(私)は、中小機構から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。
5. 弊社(私)は、本調達にあたり、第三者に機密を開示、閲覧等させる必要がある場合には、中小機構の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
6. 弊社(私)は、前項により機密情報を第三者に開示する場合は、当該者に対して本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
7. 弊社(私)は、本調達が終了した場合、または中小機構から要求された場合には、機密情報を中小機構に返却するものとする。
8. 弊社(私)は、本調達にあたり、機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
9. 弊社(私)又は5. で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は盗難、漏えい等の事故が生じた場合には、弊社(私)は、中小機構に電話等で一報し、詳細を書面で報告するものとし、中小機構に損害を与えた場合には、弊社(私)は中小機構が被った通常かつ直接の損害の賠償をするものとする。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
10. 本誓約提出後、3年間は有効に存続するものとする。

記入例

別紙(3)

令和 年 月 日

※(質問書提出日を記入する)

質問書兼回答書

提出先: (独)中小企業基盤整備機構 調達・管理課 吉川

E-Mail: chotatsu@smr.j.go.jp

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

会社名 株式会社中小保険

代表者名 代表取締役 中小 太郎

(担当者名 中小 花子)

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

※どの保険に対する質問か以下の件名毎に提出して下さい。

【財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

【賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

	質問内容	質問理由	回答
1			
2			
3			
4			
5			

記入例

別紙(4)

委 任 状

私は、鈴木 一郎 を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する
「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」
に関し、下記の権限を委任します。



下線については、入札する件名を記載し作成してください。2 件の入札書を投函する場合は、委任状
には以下 2 件の件名が必要になります。ご注意ください。

【財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

【賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

記

1. 入札に関する一切の件
2. 見積に関する一切の件
3. 開札の立会に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

代 理 人
使用印鑑



令和 年 月 日

通常契約書に使用する印鑑により押印する。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
委任者 会社名 株式会社中小保険
代表者名 代表取締役 中小太郎 印



独立行政法人中小企業基盤整備機構
契約担当役
理事 森澤 泰治 殿

本状において委任を受けた者は初度入札より代理人氏名、
使用印にて入札すること。
(入札当日は使用印を忘れないこと)
使用印鑑届出印にて応札の場合、代理人相違となるので
注意。
本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式任意
で復委任状を作成すること。

記入例

別紙(5)

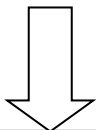
入 札 書

金. _____ 円也

合計保険料の内訳を記載して下さい（本紙参照）。

(入札件名)

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」



中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

下線については、以下の件名毎に記載し作成してください。2 件の入札書を投函する場合、入札書は 2 件分必要になります。ご注意ください。

【財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

【賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

令和 年 月 日

住 所 ※競争参加資格登録の会社住所、会社名を記入
(社印不要)

会社名 株式会社中小保険

氏 名 鈴木 一郎(※代理人氏名)

鈴木

委任状に押印した代理人使用印鑑を押印する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

封筒記入例

表

裏

件名	「財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」に係る入札書
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
契約担当役	理事 森澤 泰治 殿

封 緘	
住 所	
会 社 名	
代 表 者 名	
代理人氏名	

封筒様式は表記の内容を記載のうえ、長3サイズで作成すること。
また、封筒は、初度入札のみ必要。封緘印は押印なしで構わない。

封筒記入例

表

件名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
「賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」	契約担当役 理事 森澤 泰治 殿
に係る入札書	

裏

封 緘	
住 所	
会 社 名	
代 表 者 名	
代 理 人 氏 名	

封筒様式は表記の内容を記載のうえ、長3サイズで作成すること。
また、封筒は、初度入札のみ必要。封緘印は押印なしで構わない。

記入例

別紙(7)

入 札 辞 退 書

(入札件名)

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

入札資料受領後に辞退する場合、下線について、辞退する以下の件名を記載し作成してください。

【財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

【賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

住 所 ※競争参加資格登録の会社住所、会社名を記入
(社印不要)

会社名 株式会社中小保険

氏 名 鈴木 一郎(※代理人氏名)

押印は不要とします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

令和 年 月 日

質問書兼回答書

提出先： 独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課 吉川

E-Mail: chotatsu@smr.j.go.jp

住 所

会社名

代表者名

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

※どの保険に対する質問か以下の件名毎に提出して下さい。

【財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

【賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)】

	質問内容	質問理由	回答
1			
2			
3			
4			
5			

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する
「(入札を希望する件名を記載して下さい。)」
に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
2. 見積に関する一切の件
3. 開札の立会に関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構
契約担当役
理事 森澤 泰治 殿

入 札 書

金. _____ 円也

(入札件名)「財産保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
会社名

氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構
契約担当役
理事 森澤 泰治 殿

入 札 書

金. _____ 円也

(入札件名)「賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
会社名

氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構
契約担当役
理事 森澤 泰治 殿

入 札 辞 退 書

(入札件名) 「(辞退する件名を記載してください)_____」

上記について、都合により入札を辞退します。

(理由:_____)

令和 年 月 日

住 所

会社名

氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

独立行政法人中小企業基盤整備機構 御中

住所

商号又は名称

代表者名

印

応札条件証明書

「財産保険包括契約及び賠償責任保険包括契約(令和8年3月1日～令和10年3月1日)」の入札に関し、以下のとおり応札者の条件に適合することを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行います。万が一不測の事態が生じた場合には、全社を挙げて直ちに対応いたします。

項目	条件	回答 (○or×)
1	独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。	
2	独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。	
3	令和7・8・9年度全省庁統一資格において、「役務の提供等 その他(315)」の区分に登録された者で「A」又は「B」の等級であること。 (資格審査結果通知書の写しを添付すること。)	
4	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づき損害保険業免許を受けた者。 (損害保険業免許を証する書類の写しを添付すること。)	
5	保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ(S&P)社の格付けにおいて「A-」以上を取得していること。なお、ベスト社、ムーディーズ社等の格付けの場合は、同等基準以上であれば差し支えない。 (格付けを証する書類の写しを添付すること。)	
6	現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。	
7	過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。	
8	中小機構または経済産業本省において補助金交付等停止措置を受けている者でないこと。	

9	契約にあたり、保険代理店扱いを可能とする者。	
10	入札説明書および仕様書の交付を受けている者。	

【応札条件証明書に対する照会先】

会 社 名	
所属部署	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-Mail	

【記載上の注意事項】

1. 応札条件証明書の様式で要求している事項に対し、条件を全て満たしている場合は回答欄に「○」、満たさない場合は「×」を記載。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付する。なお、応札者が必要であると判断する場合は他の資料を添付することができる。
3. 資料は日本語（日本語以外の資料は日本語訳を添付）、A4版（縦・横）で提出するものとし、様式はここに定めるものの以外は任意。